

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	35
契約番号	7農振財契第514号
件名	主伐予定地における希少生物調査等委託(八王子市上恩方町地内)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都八王子市上恩方町地内
概要	調査範囲面積 約4.23ha (詳細は別紙仕様書のとおり)
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年6月30日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目126:環境関係業務」のうち「取扱品目12:動植物植生調査」で登録しているものであること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年9月2日(火) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和7年8月1日(金)午前10時から令和7年8月8日(金)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。 (8) 仕様書添付書類(図面)については、指名通知の際に提示します。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室 住所 東京都青梅市河辺町6-4-1 青梅合同庁舎内 電話 0428-20-8134

仕 様 書

- 1 件 名 主伐予定地における希少生物調査等委託
(八王子市上恩方町地内)
- 2 契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年6月30日まで
- 3 納入場所 〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課 花粉対策室
- 4 実施場所 東京都八王子市上恩方町地内(別途財団が指示する場所)
調査範囲面積: 約 4.23ha
- 5 目 的 公益財団法人東京都農林水産振興財団が森林循環に資する花粉発生源対策の申込地において、立木売買契約の締結前に希少種の生息・生育状況を把握することにより、自然環境への影響を調査確認し、保全措置を実施するため調査等を行う。
- 6 支払方法 納品検査合格後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に一括で支払うものとする。
- 7 そ の 他 委託業務の実施に当たっては、特記仕様書によること。

特記仕様書

1. 業務内容

受託者は、調査地ごとに指示をうけて本業務を行うものとする。

(1) 計画準備

当該地域を対象とした報告書等より最新の動植物情報（東京都 RDB、環境省 RL 掲載種）について確認し、植物調査の調査内容や検討事項を整理する。

(2) 専門家ヒアリング

各調査項目の分野における専門家へのヒアリングを、現地調査前と現地調査完了後に 2 回実施する。調査前は調査内容について意見を得、調査完了後は調査結果の報告並びに保全措置や伐採時期等について助言を得るものとする。

専門家は植物の専門家 1 名程度を想定し、ヒアリング時期は現地調査前と現地調査完了後に 1 回ずつ（合計 2 回）行う。ただし、専門家の人数、ヒアリングの回数等の変更の必要性が生じた際には、協議の対象とする。

(3) 現地調査

①植物調査（植物相調査）

調査時期：春季、夏季、秋季

調査回数：3 回

調査範囲：事業施業地及びその周辺

調査対象：主に「東京都 RDB」または「環境省 RL」の掲載種

調査方法：対象地をくまなく踏査し、シダ植物以上の高等植物を対象に確認された調査対象種及び位置等を記録する。ただし、調査時期・回数の変更の必要性が生じた際には、協議の対象とする。

(4) 保全措置の検討、計画、実施

①検討

植物調査の結果を踏まえ、希少種生育地の保全（伐採の回避）、希少種移植（移植候補地確認調査）等、保全措置について検討を行う。

②計画

移植対象種と生育位置、移植候補地、移植時期、移植実施方法等を記載した移植計画書を作成する。

③実施

移植対象種が存在する場合、発注者と協議の上、実施する。なお、移植時期や移植自体に問題がある場合、調整を行う。

(5) 調査結果のまとめ

植物調査結果および専門家ヒアリング結果、保全対策をとりまとめ、報告書を作成する。

2. 打合せ・協議

打合せ協議は、本業務を円滑に実施するため、原則として業務着手時、中間時 1 回（専門家ヒアリングを除く）、成果品納入時の計 3 回とし、その他必要に応じて行う。

3. 成果品の提出

成果品として、以下のものを納入すること。

- (1) 報告書 2 部
- (2) 上記の電子データを格納した CD-R 等 一式

4. その他

- (1) この仕様書はこの業務にかかる一般的事項を定めることであり、具体的事項については、必要の都度、監督員と協議の上、決定するものとする。
 - (2) 業務の実施にあたり、作業内容及び方法、作業工程等が確認できる作業計画書を提出すること。
 - (3) 業務遂行にあたっては、専門的知識を有する技術者の管理のもと、適切な時期や方法の選択により、円滑に実施すること。
 - (4) 調査にあたって必要な公的機関や土地管理者等への手続きが必要な場合は、監督員と協議のうえ、適切に行うこと。
 - (5) 関係法令を順守し調査を行うこと。
 - (6) 本委託の実施にあたっては、財団の定めた森林管理方針に従い S G E C 森林認証基準を遵守すること。
 - (7) 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守する。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。
 - イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の対象地域内で登録可能な自動車利用に努める。
- 当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (8) 個人情報の取扱いについては原則として別添「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
 - (9) 豚熱流行防止のため、死んだイノシシを発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
 - (10) 熱中症対策として、労働安全衛生規則第 612 条の 2 の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。
 - (11) その他詳細については、監督員の指示によること。